

天井材落下防止対策工事



体育館（左：着工前 右：完成）

東日本大震災の際に、天井落下による事故や体育館を避難所として使用できない等の被害が生じたことを受けて、建築基準法施行令等が改正され天井脱落に係る規定が強化された。これを受けて、県立学校の体育館等において、既存の天井材や設備機器を撤去または落下防止ネット等を設置し、これらが落下するのを防ぐための改修工事を実施した。



講堂棟（左：着工前 右：完成）



照明器具（落下防止ワイヤー設置）

DATA

⑧改修工事等

平成26年11月～平成28年9月

対象件数：9件